

平成18年3月24日

金融庁検査局総務課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

〒101-8509

東京都千代田区内神田3-1-2

担当：業務部 戸谷、小林

「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案）」
に対する意見

1. 全般について

(1) 運用の徹底

業務委託先への検査の実施については、「特に必要があると認めるときに、その必要の限度において実施すること」ができ、「業務委託先における事務処理上の不備やシステム障害等が、金融機関等の業務の適切性、ひいては利用者の利益を損なう可能性がある場合において、金融機関等への立入りではその実態が把握できない」場合等に限られるとの趣旨を、実際の運用に当たっても徹底していただきたい。

(2) 「業務委託先」の定義

現在、パブリックコメントに付されている「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案では、「外部委託」の定義として、「外部委託契約が結ばれていなくとも、その実態において外部委託と同視しうるもの」も含むとされている（-3-2-3-1（注1）参照）。

金融検査において実地調査の対象となる「業務委託先」の定義がこれと同一のものが確認したい。

(3) 制度の周知

4月以降、銀行の業務委託先に対する検査が可能となることについては、業務委託先における混乱を未然に防止する観点から、広く周知していただきたい。

2. 「1. 検査手続」について

(1) 被検査金融機関の立会い

業務委託先に対する検査は、「基本指針 - 3 - 2(6) 実地調査における手続等に準じて実施する」とあるが、基本指針 - 3 - 2(6) 口の「被検査金融機関の責任者等一人以上を立ち合わせる」との取扱いが業務委託先に対する検査にも適用され、被検査金融機関の立会いも認められることを確認したい。

(2) 「検査の予告・無予告の別」

「業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、検査の効率性及び実効性を比較考量する」とされているが、業務委託先の営業等に支障が生じないよう、原則として、検査の対象となる先、場所、日程を被検査金融機関あてに事前に予告することとしていただきたい。

(3) 「業務委託先に対する重要事項」

業務委託先への立入検査の根拠や検証範囲については、業務委託元である金融機関への立入検査の結果や状況等と深く関わるものと考えられる。

これらの事項については、基本方針 - 4(4)における「検査関係情報」に該当し守秘義務の対象となると思われるが、一方で、業務委託先への立入検査に際しては、金融機関に対する不信感を招かないよう、業務委託先に対してどのような重要事項の説明がなされるのか、被検査金融機関に対してより具体的に示していただきたい。

(4) 「 検査関係情報の取扱い」

検査において示された問題点や課題等について、業務委託元である金融機関が業務委託先に対して改善要請を行う際に、検査関係情報及び検査結果通知書の内容の共有が必要となることも考えられる。したがって、開示してはならないとされる「第三者」には当該業務委託先が含まれない旨を明記していただきたい。

以 上